

## 公立鳥取環境大学学生食堂営業者公募要領

公立鳥取環境大学学生食堂の営業について、次のとおり企画提案方式による受託業者を募集します。

### 1 募集する業務の内容

(1) 業務の名称

公立鳥取環境大学学生食堂営業

(2) 営業開始時期

平成30年4月1日とする

(3) 学生・教職員数

学年別学生数（平成29年5月1日現在）

学年	男	女	計
1	204	116	320
2	171	113	284
3	171	114	285
4	227	121	348
大学院	4	3	7
計	777	467	1,244

教職員数（平成29年5月1日現在）

男	女	計
76	52	128

### 2 食堂施設の概要

(1) 所在地

鳥取市若葉台北一丁目1番1号 公立鳥取環境大学学生センター1階（別紙1施設配置図）

(2) 施設（別紙2学生食堂見取り図）及び面積

施設名称	面積（㎡）	備考
6103 ティールーム厨房	17.2	
6104 ティールーム（食堂ホール）	76.1	客席数 32席
6105 下膳室	25.7	
6106 カフェテリア（食堂ホール）	656.9	客席数508席
6107 厨房	182.6	
6108 厨房機械室	17.3	
6109 食品庫	6.3	
6110 冷蔵庫	10.8	
6111 冷凍庫	8.4	
6112 男子更衣室	3.8	
6113 女子更衣室	6.1	
6114 トイレ	2.8	

6115 休憩室	10.5	
6116 厨房事務室	8.4	
合計	1,032.9	客席数540席
その他 ・屋外に分別ごみ保管室、生ごみ処理コンポストあり ・カフェテリア内の自動販売機設置スペース（2台）利用可能 ・食堂ホールの屋外外周にウッドデッキテラス（174.3㎡）あり （40席程度の屋外用座席設置）		

- (3) 貸与する設備備品  
別紙3 学生食堂 貸与設備備品リストのとおり

### 3 営業時間等

#### (1) 営業時間

営業時間は午前8時30分から午後8時までの範囲内とする。カフェテリアとティールームについて、営業時間を分けることは可能。ただし、現状の営業時間を確保し提案すること。

#### 【参考】現在の営業時間

カフェテリア：午前11時30分から午後2時まで

ティールーム：午後12時30分から午後6時まで

#### (2) 営業日

営業日は、以下に定める日以外のすべての日とする。

- ・土日祝日
- ・夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間（参考：別紙4 学年暦（2017年度））  
※ただし、オープンキャンパス等で事前に営業を要請した日を除く。

### 4 営業期間

平成30年4月1日から平成33年2月28日まで

なお、営業準備等のため、平成30年3月1日からの契約締結を予定しています。

## 5 営業に関する主な経費負担

食堂施設、貸与施設備品等は大学が無償で提供。その他の経費負担は以下のとおりとする。

No.	項目	内容	大学	受託者
1	光熱水費	食堂運営に必要な電気（食堂ホールを除く。）、ガス、上下水道使用料		○
2	空調費	食堂ホール	○	
		厨房諸室		○
3	建物・建物付属設備の補修・維持費	原則として大学負担	○	
		軽微なもの、受託者に瑕疵がある場合、改良のため修繕する場合など		○
4	食堂設備備品（貸与設備備品）	設置	○	
		更新及び修繕費用（受託者に瑕疵がある場合を除く。）	○	
		日常管理、軽微な修繕・メンテナンス費用		○
5	食堂什器備品・消耗品	貸与設備備品以外に係るもの		○
6	食堂ホール内装飾費	テーブルクロス、植栽、BGM等		○
7	内線電話設置		○	
8	食堂ホール日常清掃	日常的に行うイスやテーブル（屋外デッキ含む）、床面の清掃		○
9	食堂ホール定期清掃	年2回のワックスがけ	○	
10	厨房諸室日常清掃	日常的に行う厨房諸室の清掃		○
11	厨房諸室定期清掃	グリストラップ、その他の定期清掃費		○
12	防虫・防鼠	厨房諸室・食堂ホール		○
13	精算システムの設置	レジ・ICカード、券売機等		○
14	廃棄物処理	生ごみ処理機メンテナンス含む		○
15	その他諸経費	人件費、原材料費、厨房諸室機械警備費、その他		○

## 6 その他の条件

### (1) メニュー及び価格

- ・ 安全、良質かつ低廉な食事の提供に努めること。
- ・ メニューについては、食費節約のために主食だけを持ち込む者など学生の利用方法が多様であることを考慮して、提案すること。また、ボリュームだけではなく、女子学生にとっても魅力的なメニューの提案に努めること。
- ・ 学生の健康管理の観点から、栄養バランスに留意したバラエティに富んだ食事を提供すること。また、アレルギー及びカロリーを表示すること。
- ・ 地元食材の使用に配慮すること。
- ・ メニュー及び価格を変更する場合は、事前に大学の承認を得ること。

(2) 施設の利用

- ・ 食堂ホール部分については、食堂利用者以外の学生や教職員にも懇談等の場として開放すること。

(3) 維持管理、衛生管理、環境保全

- ・ 受託者は業務を遂行するに当たり、食品衛生法及び関係法令を遵守するとともに、食品衛生法に係る諸手続は、自己の責任において実施するものとする。また、食中毒の防止を徹底するため、厨房内の衛生管理及び食材の品質管理等を自己の責任において実施するものとする。
- ・ 厨房及び客席部分は、適切な維持管理を行うこととし、その体制を提案すること。
- ・ 日常の営業に必要な食堂内（客席を含む）の清掃は、事業者の負担により適切に行い、衛生管理に努めること。
- ・ 鳥取県版環境管理システム（TEAS）の運用へ協力すること。
- ・ 営業により発生する内部のゴミの保管・処分等は、受託者の負担により行い、環境維持に努めること。ただし、生ゴミについては、備え付けの生ゴミ処理機の使用が可能であること。

(4) 運営に関する報告

- ・ 受託者は、学生食堂の運営状況（稼働日数、客数、売上金額等）について、定期的に大学に報告するものとする。

7 応募資格

本募集は、公募による企画提案方式（以下、「プロポーザル」という。）により実施します。プロポーザルに応募できるのは、次のすべての要件を満たす法人とします。

- ① 鳥取県に本店、支店、営業所を有する企業であること。
- ② 公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当していない企業であること。
- ③ 平成29年11月12日から過去1年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。
- ④ 学生食堂、社員食堂等の運営実績があり、本学が提供する施設に入居して食堂事業を営むことが可能な者であること。
- ⑤ 会社の経営が安定していること。
- ⑥ 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

8 スケジュール

公募開始	平成29年11月13日（月）
質問書の提出期限	平成29年11月20日（月）
現地見学（希望のある場合のみ）	平成29年11月22日（水）
企画書等の提出期限	平成29年12月 8日（金）
プレゼンテーション・審査	平成29年12月19日（火）
審査結果通知	平成29年12月25日（月）
契約締結	平成30年 3月 1日（木）
営業開始	平成30年 4月 2日（月）

## 9 手順・提出書類等

### (1) 学生食堂営業者公募に関する質問

- 受付期間：平成29年11月13日（月）～11月20日（月）午後5時30分必着
- 提出方法：原則として電子メール
- 提出先：[soumu@kankyo-u.ac.jp](mailto:soumu@kankyo-u.ac.jp)
- 提出様式：別紙5「公立鳥取環境大学学生食堂営業者公募に関する質問書」のとおり
- 回答方法：11月22日（水）本学ホームページに回答を掲載する。
- その他：メール件名「学生食堂質問書（応募事業者名）」としてください。  
提出様式をメールに添付して送信してください。

### (2) 現地見学申込み（希望のある場合のみ）

- 受付期間：平成29年11月13日（月）～11月20日（月）午後5時30分必着
- 受付方法：電子メールによる
- 提出先：[soumu@kankyo-u.ac.jp](mailto:soumu@kankyo-u.ac.jp)
- 提出様式：別紙6「公立鳥取環境大学学生食堂営業者公募に係る現地見学申込書」のとおり
- その他：時間等詳細については、申込者あてにメールで通知します。

### (3) プロポーザルへの参加手続き

- 受付期間：平成29年11月13日（月）～12月8日（金）午後5時30分必着
- 提出方法：持参又は郵送（書留に限る。）
- 提出書類：①～⑤を各1部提出してください。
  - ①別紙7「公立鳥取環境大学学生食堂営業業務受託申請書」
  - ②商業・法人登記簿謄本
  - ③営業に関する資格・免許等の写し
  - ④貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（直近3か年分）
  - ⑤営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況について記載のあるもの。既存のパンフレット等でも可）
  - ⑥別紙8「公立鳥取環境大学学生食堂営業企画提案書」（12部）
- その他：別紙8企画提案書について、別途メニュー表や参考写真等がある場合は、提案書の後ろに添付してください。  
応募者には12月11日（月）までに詳細の日程をお知らせします。

## 10 審査

大学教職員、学生代表等で組織する学生食堂営業者選定審査会において公立鳥取環境大学学生食堂営業者選定の審査基準（別紙9）に基づき審査を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定し契約の可否について審査することとします。

## 11 応募・問い合わせ先

〒689-1111

鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学総務課 中崎

電話 0857-38-6701

ファックス 0857-38-6709

電子メール [soumu@kankyo-u.ac.jp](mailto:soumu@kankyo-u.ac.jp)